# 東京都地域医療再生計画 (多摩地域)

平成22年1月

東 京 都

# (目 次)

	本計画の対象地域について ・・・・・・・・・・・・・・P 1 (1)東京都における医療の状況について (2)本計画の対象地域	
2	本計画の位置づけと対象期間について ・・・・・・・・・・P 2	
3	計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	現状及び課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2 (1)小児医療 (2)周産期医療 (3)医療人材	
	目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4 (1)小児医療 (2)周産期医療 (3)医師確保対策	
	具体的な施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7	地域医療再生計画終了後も実施する事業 ・・・・・・・・・・・P 1 5	5
( }	資料)二次保健医療圏別医療の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

# 1 本計画の対象地域について

#### (1) 東京都における医療の状況について

東京都は、面積は全国で 45 番目であるが、総人口の約 1 割となる 1,300 万人が居住しており、 昼間人口は約 1,500 万人になる。

一方、医療資源の現状は、大学病院をはじめとする特定機能病院が 14 病院あるなど、高度先進 医療機関が多く、一般病院総数及び医師総数は全国 1 位である。

しかし、人口当たりでみると、病院数などは全国平均を下回っており、特に大学病院等が集まる 区中央部保健医療圏を除くと、人口あたりの一般病院数は 40 位、医師数も 21 位に相当する。とり わけ、多摩地域及び区東部地域は、病院や医師等が少ない状況になっている。

さらに、第二次ベビーブーム以降減少傾向にあった都民の出生数は、平成4年以降は横這いで推移し、平成18年を境に微増に転じているが、小児及び周産期の医療資源は減少しており、小児・ 周産期の医療提供体制の確保は厳しい状況が続いている。

加えて、今般、都市部での感染拡大が特に懸念される新型インフルエンザなどの新興感染症について、軽症から重症までの、小児や透析患者などハイリスク患者も含めた大量の患者発生に的確に対応するとともに、感染症対策に万全を期した医療体制の整備が求められている。

#### (2)本計画の対象地域

本地域医療再生計画においては、多摩地域を対象地域とする。

多摩地域は、面積 1,159.9 平方キロメートル、人口 406 万人を有し、都道府県の人口と比較すると、静岡県より多く、福岡県に次ぐ全国 10 番目に相当する人口規模であるが、面積は、全国の二次医療圏の平均面積 1086.0 平方キロメートルとほぼ同規模である。

多摩地域は、5 つの保健医療圏(西多摩、南多摩、北多摩西部、北多摩南部、北多摩北部)から構成されているが、それぞれの医療圏は、東西に伸びる鉄道網と、それぞれの鉄道間を南北に結ぶバス網により結ばれているなど、交通網は発達している。こうしたことから、患者の受療行動も、その属する二次医療圏内で受療(入院)する者の割合(域内完結率)は約6割、多摩地域内で受療する者は80.6%となっている。域内完結率の全国平均値(75.6%)と比較すると、多摩地域全域での受療行動が比較的多く行なわれていることが見て取れる。

医療資源については、人口当たりの病院数や医師数のいずれもが都全域はもちろん、全国をも下まわっており、特に小児医療及び周産期医療の確保が大きな課題となっている。

こうした多摩地域の特性を踏まえた上で、限られた医療資源を有効に活用し、小児医療・周産期 医療を確保するため、多摩地域の各保健医療圏において地域の医療機能のさらなる強化を図るとと もに、平成22年3月に整備される都立小児総合医療センターや都立多摩総合医療センター等の高 度な三次医療機関と多摩地域の入院・外来医療を行う二次、一次医療機関とが密接な連携体制(ネットワーク)を構築することにより、多摩地域全体の医療水準を向上させていくことが必要である。

こうしたことから、本計画の対象地域については、国の「地域医療再生計画作成指針」において

原則としている一の二次医療圏ではなく、5 つの二次医療圏から構成される多摩地域とし、多摩地域全体で医療提供体制の整備及び医療連携体制の構築を集中的に進め、小児医療、周産期医療などの課題解決を図ることとする。

# 2 本計画の位置づけと対象期間について

本計画は、平成22年1月8日から平成25年度末までの期間を対象とする。

本計画は、東京都保健医療計画(平成20年3月改定)で示した施策をさらに推進するために策定するものであり、多摩地域における小児・周産期医療の課題解決を図るものとする。

# 3 計画の進行管理

計画に定めた目標や各事業の達成状況について評価を行い、少なくとも年1回は、「東京都保健医療計画推進協議会」において状況を報告するなど、計画の進行管理を行う。

また、都における地域医療に関する情勢の変化等を勘案し、東京都保健医療計画の次期改定も踏まえ、必要があるときはこの計画を見直す。

# 4 現状及び課題

## (1)小児医療

小児人口(0歳から14歳まで)は、平成8年1月現在536,392人であったのが、平成19年1 月現在528,892人と、ここ10年あまりの間、大きな変動はない。

一方、小児科医師数が、平成 8 年 12 月現在 1,065 人であったのが、平成 18 年 12 月現在 957 人と、ここ 10 年で約 1 割減少している。

また、小児科を標榜する医療機関も、平成8年10月現在936施設であったのが、平成19年10月現在842施設と、ここ10年あまりで約1割減少している。人口当たりの小児科を標榜する医療機関も全国平均を下回る状況にある。

こうした中、365 日 24 時間の小児診療を行う休日・全夜間診療事業(小児)参画医療機関については、現在 15 施設(都内全域では 48 施設)あるが、近年、小児科医師不足等により、辞退を申し出る医療機関も生じており、平成 13 年から 1 施設減少している。

さらに、東京都では、小児重症患者に的確かつ迅速に対応できるよう、平成 20 年度から常時 小児科医を 2 名以上配置する重症対応小児二次救急医療機関の整備を進めており、既に都内で 3 施設を整備(多摩地域は未整備)したところである。また、平成 19 年度から都内 4 ブロック(うち1 ブロックは多摩地域全域)における小児三次救急医療ネットワーク協議会を設置し、重症小児患者に対応するための地域ごとの医療連携体制の検討を開始しているが、重症・重篤な小児患者の生命を救うため、更なる体制整備が求められている。

このため、小児医療を担う医師の確保対策を進めるとともに、重症対応ができる医療機関も含む小児救急医療機関の体制整備を進めていく必要がある。

あわせて、限られた医療資源を有効に活用できるよう、初期救急医療機関から三次救急医療機関に至るまでの医療連携体制(ネットワーク)を構築するなど、都民が安心して産み育てられる環境を整備していくという視点に立って、小児医療体制の強化を図ることが不可欠である。

#### (2)周産期医療

出生数は、平成8年は34,319人であったのが、平成19年は33,922人と、ここ10年あまりの間、ほとんど変わっていない。

一方、産科及び産婦人科医師は、平成8年12月現在313人であったのが、平成18年12月 現在284人と、ここ10年で9.3%減少している。このため、人口当たりの同医師数は全国平均の8.5人を下回る7.0人となっている。

また、産科及び産婦人科を標榜する医療機関も、平成8年10月現在192施設であったのが、 平成19年10月現在158施設と、ここ10年あまりで17.7%減少している。人口あたりの産科 及び産婦人科を標榜する医療機関も全国平均を下回る状況にある。

また、周産期母子医療センターも都内 23 施設中、多摩地域は 5 施設にとどまっており、特に総合周産期母子医療センターは都内 10 施設中、多摩地域には 1 か所のみである。このため、周産期搬送調整のための基本的な地域ブロックは、多摩については多摩地域 5 保健医療圏を併せた 1 つのブロックとしている。

さらに、東京都では、平成21年3月から、救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、重症な疾患により緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」(いわゆる「スーパー総合周産期センター」)を都内で3か所指定しているが、全て区部の医療機関であり、多摩地域にも整備が求められている。

多摩地域のNICUも 42 床で、出生 1 万人対 12 床と整備が進んでいない。このため、東京都はNICUについては都全域で必要数を整備していくこととしているが、都全域でもNICUは219 床と、出生 1 万人対 21 床となっており、さらなる整備が必要である。

国は、周産期医療体制整備指針(案)(平成21年9月)において、NICU必要病床数をこれまでの「出生1万人対20床」を見直し、「都道府県は、出生1万人対25床から30床を目標として、地域の実情に応じたNICUの整備を進める」としている。

#### (3)医療人材

全国的な医師不足の中で、(1)、(2)にあるように、多摩地域においては、特に小児医療、周産期医療を担う医師が減少している。

また、産科や小児科の、特に病院に勤務する医師は、医師の減少等を背景に勤務環境が厳しくなっており、厳しい勤務環境にあることがさらなる医師の減少等を招く悪循環を生じている。

そのため、限られた医療資源を有効に活用するとともに、東京都としても、小児医療及び周産

期医療を担う医師確保の取組を推進していく必要がある。

# 5 目標

多摩地域の小児医療及び周産期医療の課題解決を図るため、多摩地域の各保健医療圏において地域の医療機能のさらなる強化を行うとともに、平成22年3月に整備する都立小児総合医療センターや都立多摩総合医療センター等と密接な連携体制を構築することにより、重症患者への対応を含む多摩地域全体の医療水準の向上を図る。

また、全都的に小児医療や周産期医療を担う医師を継続的に養成し、特に多摩地域の小児医療及び周産期医療の担い手を確保する。

#### (1)小児医療

平成22年3月に、多摩地域の小児医療の中核的病院として、都立小児総合医療センターを開設し、小児の「こころ」から「からだ」に至る高度・専門的な医療を提供していく。

新たに整備する都立小児総合医療センターにおいて、救命処置が必要な緊急性のある小児救急 患者を迅速に受け入れ、速やかに救命対応を行う「子ども救命センター(仮称)」を整備する。あ わせて、小児の救命処置を行なえる小児科医等の養成を行い、小児重症患者に対する迅速・的確 な対応ができる体制を整備する。

多摩の各地域における小児二次救急医療を担う病院に対する支援を行い、地域における小児二次救急医療の強化を図る。あわせて、これらの病院の小児医療を支えるため、大学に寄附講座を設置し、大学からの医師派遣を強化する。これにより、現在多摩地域に 15 施設ある小児二次救急医療機関を 20 施設程度に増加させるとともに、高度・専門的な医療を提供する都立小児総合医療センターとの連携体制を構築し、多摩地域全体の医療水準の向上を図る。

「子ども救命センター(仮称)」となる都立小児総合医療センターと地域の小児医療の中核を担う小児二次救急医療施設間において情報システムを活用したネットワークを構築し、二次・三次の施設間連携を推進する。あわせて、北多摩北部保健医療圏をモデルに地域の小児医療の中核を担う小児二次救急医療施設と地域の診療所との連携強化のための取組を行うとともに、新たに設置する「小児救急医療対策協議会」の検討を踏まえ、対象地域を拡大するなど、多摩地域の小児医療体制の強化を図る。

### (2)周産期医療

救命救急センターと総合周産期医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」(いわゆる「スーパー総合周産期センター」)(これまで区部3か所指定)を、多摩地域において初めて整備し、母体が迅速に救命処置を受けられる体制を整備する。

限られた医療資源を有効活用し、的確な周産期医療を提供できる体制を整備するため、多摩地域において、多摩地域全域を対象にした周産期医療ネットワークグループと、6 つのサブグループを整備し、一次、二次、三次医療機関の機能連携を図るとともに、妊産婦のリスクに応じた役割分担を行うことで、周産期医療体制を強化する。

財政支援を拡充し、東京都はNICUについては都全域で必要数を整備していくこととしていることから、都内全域においてNICU等の整備促進を強化する。都内のNICUは、現在、出生 1 万人対 21 床であるが、国の周産期医療体制整備指針(案)(平成 2 1 年 9 月)に、「出生 1 万人対 25 床から 30 床を目標」としていることを踏まえ、東京都周産期医療協議会で検討の上、周産期医療整備計画を策定し、整備を進めていく。

#### (3)医師確保対策

小児医療及び周産期医療の確保を担保するものが、医師の確保である。

このため、国の医師確保対策に基づく医学部定員増を活用した東京都地域枠として、既に実施 している順天堂大学医学部における5名増員に加え、杏林大学医学部及び順天堂大学医学部にお いてそれぞれ5名増員する。あわせて、当該入学生に対し、返還免除の定めがある奨学金を貸与 し、小児医療や周産期医療等に従事する医師を養成する。

# 6 具体的な施策

#### (1)小児医療

#### 【地域における医療体制の強化】

都立小児総合医療センター開設及び小児病院再編 (事項記載のみ)

限られた小児医療資源を最大限に有効活用していくため、都立清瀬小児病院、都立八王子小児病院、都立梅ケ丘病院を統合し、平成22年3月、新たに都立小児総合医療センターを多摩メディカル・キャンパス内に開設する。東京都における小児医療の拠点として、入院561床、外来750人程度/日の診療規模を備え、小児の「こころ」から「からだ」に至る高度・専門的な医療を提供する。

さらに、キャリーオーバー患者への円滑な対応、救命救急医療を含む小児救急医療への対応 等、多摩総合医療センターや脳・神経難病医療センターとの間で、成人医療と小児医療の密接 な連携体制を構築する。

「キャリーオーバー患者」…小児期に発症し、成人になっても診療が必要な患者



左(高層部)多摩総合医療センター、右(低層部)小児総合医療センター

休日・全夜間診療事業(小児)参画等支援事業 [多摩地域]

- ・ 事業開始 平成21年度(平成24年度まで)(平成21年度補正予算)
- 事業総額 510百万千円(基金負担分 425百万円、都負担分 85百万円)

小児医療施設の減少、医療資源の地域的偏在の解消に向けて、地域において小児医療を担う 医療機関に対する支援を行うことにより、小児医療体制の強化を図る。大学に対する支援(下記)と合わせて、一体的な取組みを実施していく。

ア 参画支援: 小児二次救急医療機関への参画に必要な小児科医師の確保を図る医療機関を支

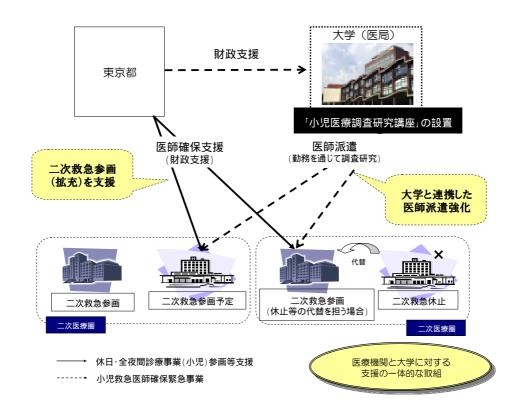
援する。

イ 拡充支援:小児二次救急診療を休止する医療機関等の代替機能確保と強化に必要な小児科 医師の確保を図る医療機関を支援する。

小児救急医師確保緊急事業 [多摩地域]

- ・ 事業開始 平成21年度(平成24年度まで)(平成21年度補正予算)
- 事業総額 600百万円(基金負担分 500百万円、都負担分 100百万円)

小児科医不足により、小児医療施設が減少し、地域における小児医療体制の確保が厳しい状況にある。このため、地域における小児医療体制の強化が必要な多摩地域の各保健医療圏の中核的病院等における病院勤務を通じて小児医療の調査研究を行う意向を有する大学に「小児医療調査研究講座(仮称)」を設置する。医療機関に対する支援(上記 )と合わせて、一体的な取組を実施していく。



小児医療普及啓発事業 [都全域]

- · 事業開始 平成22年度
- · 事業総額 2百万円(基金負担分 1百万円、都負担分 1百万円)

子供の病気や事故防止に関する知識を持ち、子供の急な体調変化の際に慌てず適切な対応が

とれるよう、都民(子供の親)を対象とした全都的な小児医療に関する講演会を開催する。

#### 【迅速・適切な重症患者対応】

子ども救命センター(仮称)の創設 [多摩地域]

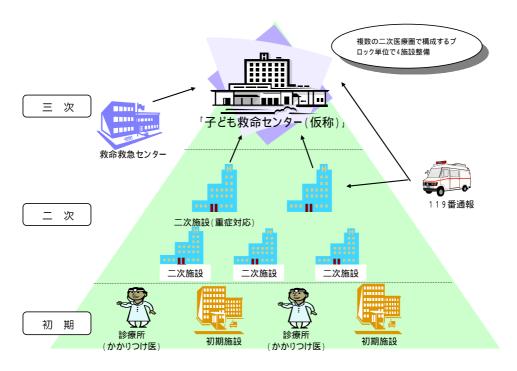
- · 事業開始 平成22年度
- 事業総額 178百万円(基金負担分 134百万円、都負担分 44百万円)

頭部外傷や異物の誤飲など、外科的な領域を含む重篤かつ緊急性のある小児救急患者を迅速 に受入れ、救命治療を速やかに行う「子ども救命センター(仮称)」を小児総合医療センターに 創設する。

子ども救命センター(仮称)は、都内における小児救急医療の拠点施設として、重篤かつ緊急性のある小児救急患者を受け入れるほか、地域ブロックの中心として円滑な搬送調整を行うための施設間調整や地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施する。

#### (子ども救命センター(仮称)の役割)

- ア 小児外科領域を含め、地域の医療機関では対応できない重篤かつ緊急性のある小児救急 患者の受入れ
- イ 都内全域を視野に小児救急患者の円滑な転送搬送を行うための施設間連携調整
- ウ 地域の医療機関をサポートする小児救急医療の臨床教育



救急専門医等養成事業(小児)(拡充) [都全域]

· 事業開始 平成22年度

#### 事業総額 121百万円(基金負担分 36百万円、都負担分 85百万円)

小児救急患者は、身体的特徴から、病状が一気に重篤化する場合や、先天性異常等、小児特有の疾患を有する場合があることから、より専門的な対応、知識が必要である。より的確で迅速な救命処理を行うことができる人材を育成するため、小児救急医療を担う救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修(PALS研修)を行う。

平成22年度からは、小児医療体制の充実を図るため、養成規模及び対象職種の拡大を行う。



救急専門医養成事業(小児)の様子

#### \*PALS 研修とは

米国心臓協会が米国小児科学会などと協力して提唱している、小児二次救命処置法。現在では欧米のみならずアジア諸国も含めて取り入れられている世界標準的なプロトコール。

#### 【小児医療ネットワークの構築】

小児医療ネットワークモデル事業 [多摩地域]

- · 事業開始 平成22年度
- 事業総額 258百万円(基金負担分235百万円、都負担分23百万円)

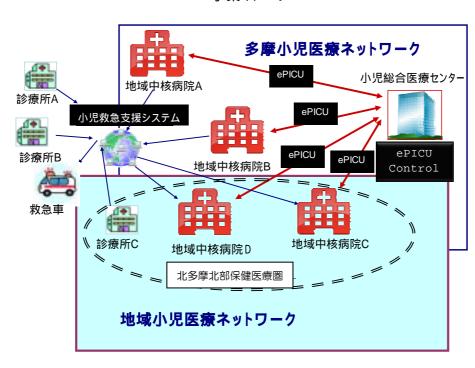
医療施設間のネットワーク構築を円滑なものとし、効率的な医療連携体制を確立するため、 一次~二次、二次~三次の連携について、多摩地域を対象として、ネットワーク構築のための 連携モデル事業を実施する。

#### ア 多摩小児医療ネットワーク (二次~三次連携モデル事業)

地域ブロックの拠点施設であり、小児三次救急を担う子ども救命センター(仮称)と、地域の小児医療の中核を担う小児二次救急医療施設間において、情報システムを活用し、空床情報の共有等(小児救急支援システム)や画像診断等による支援(遠隔診断支援システム(e

- PICUシステム)) など施設間連携により、多摩地域の小児医療体制の強化を図る。
- イ 地域小児医療ネットワーク(一次~二次連携モデル事業)

地域の小児医療の中核となる二次救急医療施設と地域の診療所との一次~二次の医療連携を図るため、北多摩北部保健医療圏をモデルに、地域の連携会議を行うほか、ニーズ調査や 講演会、研究事業等を実施することにより、地域の小児医療体制の強化を図る。



事業イメージ

小児救急医療対策協議会 [都全域]

- · 事業開始 平成22年度
- · 事業総額 13百万円(基金負担分 9百万円、都負担分 4百万円)

小児医療体制の強化、小児医療ネットワークの構築にあたっては、地域の小児医療を担う一次・二次救急医療施設と三次救急医療施設とが一体となって協議を進める必要がある。そのため、小児医療体制の強化に向けた検討・協議を行う「小児救急医療対策協議会」を設置する。協議会では、 ) 小児医療体制の強化に向けた検討協議、 ) 一次から三次救急医療施設の小児医療ネットワークの構築を行う。

#### (2)周産期医療

#### 【重症妊産婦への対応強化】

母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置 [多摩地域]

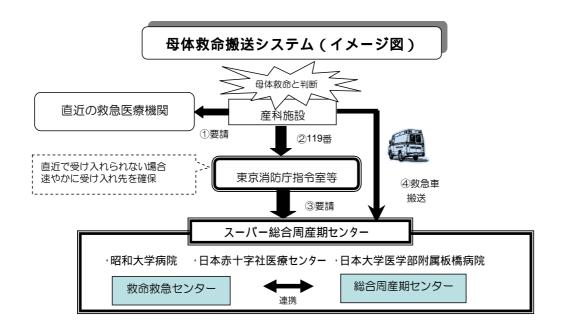
- · 事業開始 平成22年度
- 事業総額 145百万円(基金負担分 109百万円、都負担分 36百万円)

救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」(いわゆる「スーパー総合周産期センター」)を指定し、母体が迅速に救命処置を受けられる体制を確保することにより、都民が安心して妊娠・出産できる環境を整備する。

診療体制として、産科、新生児科の病床を確保し、産科、新生児科医師の24時間体制に加え、麻酔科、脳外科などの当直(オンコール)体制等を確保し、救命処置が必要な妊産婦の受入れに対応する。

区部においては、昭和大学病院(品川区 区南部) 日本赤十字社医療センター(渋谷区 区西南部) 日本大学医学部附属板橋病院(板橋区 区西北部)を指定し、平成21年3月25日から開始しているが、多摩地域においても、整備を進める。

「スーパー総合周産期センター」は「母体搬送を何でも受ける周産期センター」ではなく、脳卒中や出血性ショックなど重症な疾患により、緊急に母体救命処置を必要とする妊産褥婦を受入れ対象とする。



#### 【ミドルリスク妊婦等への対応強化】

周産期連携病院の確保(事項記載のみ) [多摩地域]

二次救急医療機関を「周産期連携病院」に指定し、医療体制や施設面の充実を図ることにより、周産期母子医療センターでの重症患者の受入れを支援する。

周産期連携病院の機能は、

) 地域の診療所等からの紹介や周産期母子医療センターからの逆紹介を受けて、産科手術

や、内科合併症のある妊婦の管理等を行う。

) 産科の24時間体制に加え、産科医師、小児科医師、麻酔科医師の当直(オンコール) 体制等を確保し、休日や夜間の救急患者の受入れに対応する。(休日や夜間に、妊婦健診等の緊急性のない外来業務を行うものではない。)

#### としている。

平成21年10月現在、都内全域で9病院、多摩地域においては、日本医科大学多摩永山病院(多摩市 南多摩)、国家公務員共済組合連合会立川病院(立川市 北多摩西部)、東京都立府中病院(府中市 北多摩南部)、公立昭和病院(小平市 北多摩北部)の4病院を指定しており、引き続き指定拡大を目指す。

#### 【ローリスクからハイリスクまでのリスクに応じた役割分担と連携】

多摩周産期医療ネットワークグループの構築 [多摩地域]

- · 事業開始 平成22年度
- 事業総額 31百万円(国庫補助負担分 10百万円、基金負担分 16百万円、 都負担分 5百万円)

正常分娩や二次医療機関でも入院可能な妊婦や新生児が、本来ハイリスク分娩や病的新生児の管理、治療を担うべき周産期母子医療センターに集中し、センターでの緊急搬送の受入れが困難な状況が生じている。

この状況に対応するため、周産期ネットワークグループを設定し、グループ内で一次、二次、 三次の医療機能分化を図り、搬送条件を共有化する等の連携体制を強化することにより、限られた医療資源を活用し、妊婦(胎児)・新生児のリスクに応じた医療提供の仕組みを構築する。

具体的事業として、都内を複数のネットワークグループに分け、グループごとに地域連携会議を開催、運営し、グループ内での連携を図っていく。多摩地域は多摩全域を対象とした1グループとし、さらに医療資源や連携の実情を踏まえ、6 つのサブグループに分け、グループごとに地域連携会議を開催運営していく。



#### 【NICUの受入体制の拡充に向けた取組】

周産期母子医療施設整備費補助(拡充) [都全域]

- · 事業開始 平成22年度
- ・事業総額 3,747百万円(国庫補助負担分 670百万円、基金負担分 385百万円、 都負担分 1,017百万円、事業主負担分 1,675百万円)

ハイリスク妊娠や産褥、病的新生児に的確に対応するため、出産前後の母体・胎児から新生児への一貫した管理を行う母体・胎児集中治療管理室(M-FICU)や、新生児集中治療管理室(NICU)の整備を支援し、高度な周産期医療を適切に提供する医療基盤の整備を行う。

とりわけ、NICUとNICUの後方病床(GCU)については、施設整備を早期に促進する必要があるため、財政支援の拡充を図る。

東京都保健医療計画では、「人材確保の困難等により整備の進まない多摩地域の搬送の受入れを都全域でカバー」する旨の記載があり、多摩地域における周産期医療の受け皿の確保について、都全域で取り組むこととしている。

NIC U からの円滑な退院に向けた取組への支援(事項記載のみ)

在宅移行が望ましいNICUの入院児を対象に、在宅への移行支援及び継続した支援を実施するための取組をモデル的に行うとともに、都全域への取組の拡大に向けて、医療ケアが必要な入院児の円滑な退院に必要な支援体制について検討を行う。

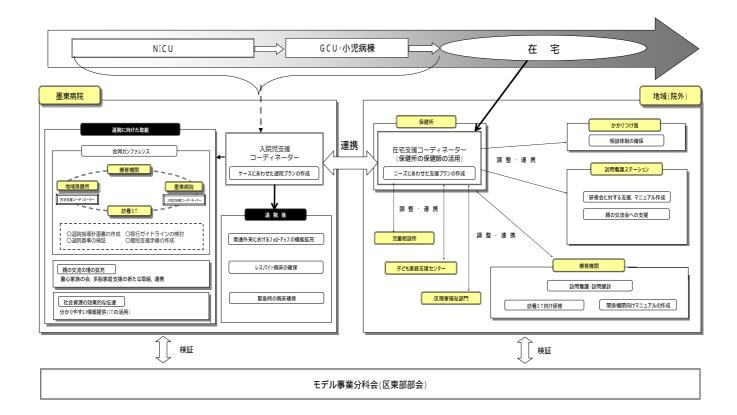
モデル事業の実施に先立ち、平成21年度に、NICUの入院から在宅での療養生活までケアを提供している医療スタッフに対してグループインタビューを行ったところ、NICUから退院し、在宅生活に移行するための課題として、

) 退院の条件 : 退院し在宅療養ができる状況であるかどうかを見極める(医療的重症度と家族のバランス)

)退院準備 : 退院後の在宅生活にスムーズに移行するために入院中から準備しておく(ケアプランの再構築、サポート体制の整備、家族の準備)

)在宅生活の条件: 在宅での生活を継続させるために必要とされる条件(家族のサポート、関係機関の連携)

があげられた。モデル事業の実施にあたっては、これら課題を踏まえた取組みを行う。



#### (3)医師確保対策

地域医療を担う医師養成事業(拡充) [都全域]

- · 事業開始 平成22年度
- 事業総額 980百万円(基金負担分 651百万円、都負担分 329百万円)

地域で不足している小児医療、周産期医療、救急医療又はへき地医療に従事する医師を養成・確保するため、国の医師確保対策に基づく医学部定員増を活用し、杏林大学医学部及び順天堂大学医学部の定員を東京都地域枠として、それぞれ5名増員するとともに、同枠で入学する医学部生に対し、奨学金を貸与する。実施期間・対象は、平成22年度から平成31年度までの入学生とする(延100名)。

奨学金貸与に加えて、東京都の地域医療に関する講義や視察など大学と連携した教育的支援の実施、小児医療、周産期医療、救急医療又はへき地医療を選択し、東京都が定める医療機関に引き続き9年以上勤務した場合に奨学金の返還を免除する等の取組により、小児医療、周産期医療、救急医療又はへき地医療に従事する医師を養成・確保する。

なお、東京都では平成21年度から国の緊急医師確保対策を活用して、順天堂大学医学部に おいて、東京都地域枠として5名の定員に対して医師奨学金制度を開始している。

# 7 地域医療再生計画終了後も実施する事業

地域医療再生計画が終了し、地域医療再生基金がなくなった後においても、5 に掲げる目標を達成した状態を将来にわたって安定的に維持するために必要があると見込まれる事業については、平成26年度以降も、引き続き実施していく。

子ども救命センター(仮称)の運営

単年度事業予定額 45百万円

小児救急医療対策協議会

単年度事業予定額 3百万円

母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置

単年度事業予定額 36百万円

多摩周産期医療ネットワークグループの構築

単年度事業予定額 5百万円

周産期母子医療施設整備費補助

単年度事業予定額 335百万円

地域医療を担う医師養成事業

単年度事業予定額 305百万円

# (資料)二次保健医療圏別医療の概況

二次保健	## c* cz -> m + +				出生数	出生数一般病院数		基準病床	
医療圏	構成区市町村	人口	0~14歳 (構成割合)	65歳以上 (構成割合)	ļ 1		300床以上		過(△)不足
区中央部	千代田区、中央区、港区、文 京区、台東区	708,735人	74,031人	139,141人	6,150人 (867.7)	53施設 (7.5)	15施設 (2.1)	6,208床 (875.9)	13,829床 (1,951.2)
区南部	品川区、大田区	1,017,304	( 10.4) 110,982	( 19.6) 203,190	8,337	41	8	7,930	7,621 7,630
	шлех дав	1,017,304	( 10.9)	( 20.0)	(819.5)	(4.0)	(0.8)	(779.5)	(750.0) 300
区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区	1,278,861	134,382	,	10,275 (803.4)	51 (4.0)	13 (1.0)	9,733 (761.1)	9,452 (739.1)
区西部	新宿区、中野区、杉並区	1,107,082	( 10.5) 99,805	( 18.4) 218,067	7,874 (711.2)	43 (3.9)	10 (0.9)	10,556 (953.5)	281 10,391 (938.6)
区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬	1,767,626	( 9.0) 198,637	( 19.7) 363,268	14,059	92	15	13,865	165 13,177
EHAOUP	X.	1,707,020	( 11.2)	( 20.6)	(795.4)	(5.2)	(0.8)	(784.4)	(745.5) 688
区東北部	荒川区、足立区、葛飾区	1,249,460	155,062 ( 12.4)	273,788 ( 21.9)	10,476 (838.4)	77 (6.2)	6 (0.5)	9,152 (732.5)	9,050 (724.3) 102
区東部	墨田区、江東区、江戸川区	1,321,999	172,727	250,123	12,538 (948.4)	52 (3.9)	7 (0.5)	8,042 (608.3)	7,919 (599.0)
		8,451,067	( 13.1) 945,626	1,682,479	69,709	409	74	65,486	123 71,448
区計		8,431,007	( 11.2)	( 19.9)	(824.9)	(4.8)	(0.9)	(774.9)	(845.4) 5,962
西多摩	青梅市、福生市、羽村市、あ きる野市、瑞穂町、日の出 町、檜原村、奥多摩町	392,478	53,477 ( 13.6)	82,453 ( 21.0)	3,162 (805.7)	22 (5.6)	4 (1.0)	3,083 (785.5)	4,141 (1,055.1) 1,058
南多摩	八王子市、町田市、日野市、 多摩市、稲城市	1,362,065	184,635	268,766	11,274 (827.7)	63 (4.6)	17 (1.2)	10,016 (735.4)	9,974 (732.3)
北多摩西部	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	624,578	( 13.6) 83,376		5,424 (868.4)	25 (4.0)	5 (0.8)	4,227 (676.8)	4,212 (674.4)
北多摩南部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市	953,779	( 13.3)		8,187 (858.4)	41 (4.3)	8 (0.8)	7,486 (784.9)	7,302 (765.6)
北多摩北部	小平市、東村山市、清瀬市、 東久留米市、西東京市	704,824	93,488 ( 13.3)	( 18.8) 148,411 ( 21.1)	5,875 (833.5)	35 (5.0)	7 (1.0)	5,250 (744.9)	5,711 (810.3) 461
多摩計		4,037,724	533,246	799,883	33,922 (840.1)	186 (4.6)	41 (1.0)	30,062 (744.5)	31,340 (776.2)
島しょ	大島町、利島村、新島村、神津 島村、三宅村、御蔵島村、八丈 町、青ヶ島村、小笠原村	28,508	( 13.2) 3,360 ( 11.8)	( 19.8) 8,407 ( 29.5)	206 (722.6)	1 (3.5)	0 (0.0)	196 (687.5)	1,278 80 (280.6) 116
都計		12,517,299			103,837 (829.5)	596 (4.8)	115 (0.9)	95,744 (764.9)	102,868 (821.8) 7,124
					1,089,818	7,785	1,318	1,097,068	1,265,756
全 国		127,076,183	17,205,567	28,220,227	(857.6)	(6.1)	(1.0)	(863.3)	(996.1) 168,688
出典		都:住民基本台 口(平成21年1月 全国:住民基本 態及び世帯数( <sup>1</sup>	3) 台帳に基づく <i>)</i>	人口、人口動	人口動態統 計(平成19 年)	平成19年度 調査(平成 日現在)		(平成20年3月 改定) 全国:平成21 年度版厚生労	都:都発表資料(平成21年) 10月1日成21年 20月1日成21 年度版厚生労働白書(平成 20年4月1日現在)

二次保健	医師	小児科医 婦	産科・産 婦人科医	小児科を標榜する医 療機関		産科・産婦人科を標 榜する医療機関		周産期母子 医療セン ター(NICU	流入患者	流出患者	インフルエンサ の1定点医
医療圏		(小児人口 10万人対)		(小児人口 10万人対)	病院のみ		病院のみ	数)(出生1万 人対)	割合	割合	療機関患者 状況
区中央部	7,830人 (1,104.8)	392人 (529.5)	297人 (41.9)	238箇所 (321.5)	25箇所 (33.8)	84箇所 (11.9)	18箇所 (2.5)	4箇所 (27床) (43.9床)	75.1%	56.6%	3.2件
区南部	2,573 (252.9)	299 (269.4)	99 (9.7)	301 (271.2)	14 (12.6)	64 (6.3)	11 (1.1)	(24) (28.8)	27.1%	43.9%	3.6
区西南部	3,644 (284.9)	448 (333.4)	174 (13.6)	382 (284.3)	17 (12.7)	106 (8.3)	14 (1.1)	1 (12) (11.7)	48.6%	52.8%	4.3
区西部	5,076 (458.5)	489 (490.0)	231 (20.9)	362 (362.7)	18 (18.0)	90 (8.1)	13 (1.2)	3 (30) (38.1)	51.9%	56.7%	4.2
区西北部	3,600 (203.7)	552 (277.9)	165 (9.3)	522 (262.8)	27 (13.6)	89 (5.0)	16 (0.9)	4 (45) (32.0)	35.1%	45.8%	3.3
区東北部	1,877 (150.2)	359 (231.5)	66 (5.3)	347 (223.8)	25 (16.1)	44 (3.5)	8 (0.6)	(18) (17.2)	24.2%	46.6%	3.1
区東部	2,005 (151.7)	306 (177.2)	92 (7.0)	309 (178.9)	17 (9.8)	57 (4.3)	9 (0.7)	2 (21) (16.7)	25.8%	53.7%	4.8
区計	26,605 (314.8)	2,845 (300.9)	1,124 (13.3)	2,461 (260.3)	143 (15.1)	534 (6.3)	89 (1.1)	18 (177) (25.4)	32.7%	43.1%	3.8
西多摩	497 (126.6)	56 (104.7)	19 (4.8)	61 (114.1)	3 (5.6)	11 (2.8)	4 (1.0)	(0.0)	54.2%	25.7%	3.5
南多摩	2,053 (150.7)	278 (150.6)	87 (6.4)	252 (136.5)	11 (6.0)	51 (3.7)	8 (0.6)	2 (15) (13.3)	51.6%	32.0%	4.3
北多摩西部	975 (156.1)	149 (178.7)	47 (7.5)	136 (163.1)	12 (14.4)	31 (5.0)	5 (0.8)	(0.0)	34.8%	55.7%	2.9
北多摩南部	2,320 (243.2)	280 (236.7)	92 (9.6)	239 (202.1)	17 (14.4)	41 (4.3)	11 (1.2)	2 (21) (25.7)	54.1%	40.7%	3.1
北多摩北部	1,123 (159.3)	194 (207.5)	39 (5.5)	154 (164.7)	15 (16.0)	24 (3.4)	5 (0.7)	1 (6) (10.2)	36.3%	40.3%	4.1
多摩計	6968 (172.6)	957 (179.5)	284 (7.0)	842 (157.9)	58 (10.9)	158 (3.9)	33 (0.8)	5 (42) (12.4)	47.2%		3.6
島しょ	31 (108.7)	, í	3 (10.5)	6 (178.6)	1 (29.8)		1 (3.5)	0 (0) (0.0)	0.0%		2.1
都計	33,604 (268.5)	3,805 (256.7)	1,411 (11.3)	3,309 (223.2)	202 (13.6)	699 (5.6)	123 (1.0)	23 (219) (21.1)	46.4%	45.9%	3.4
全 国	263,540 (207.4)	31,009 (180.2)	10,751 (8.5)	28,472 (165.5)	3,015 (17.5)	5,997 (4.7)	1,539 (1.2)	311 (1,898) (17.4)			
				都乃バ仝ほ	1(病院のみ	↓): 平成19年	·	都:都発表 資料(平成			感染症発生動向調査(定点報告疾病 週報告分)

	出典	医師・歯科医師・薬剤師調査(平成18年12月31日現在)(いづれも医療施設従事者)(重複計上)	都及び全国(病院のみ):平成19年度医療施設調査(平成19年10月1日現在)(重複計上) 全国(総数):平成17年度医療施設調査(平成17年10月1日現在)(重複計上)	都:都発表 資料(平成 21年10月1 日現在) 国:国発表 致(20年11月 現在)	患者調査(平成17年度)	感染症調告性 動点報告に 過失 動点報報 に 関 を の の の の の の の の の の の の の の の の の の
--	----	---	---	---	--------------	--